

別表十(一)

9欄又は12欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③ 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()		
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は措法第68条の63第1項の表の各号の該当号 (第1号(情報通信産業特別地区)、第2号(国際物流拠点産業集積地域)又は第3号(金融業務特別地区))	1	第	号	所得金額仮計又は連結所得金額仮計(別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	5	円
					軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	6	
設立年月日	2	平	.	.	(5)と(6)のうち少ない金額	7	
					所得基準額 (7) × $\frac{35 \text{又は} 40}{100}$	8	
認定法人としての認定を受けた日	3	平	.	.	特別控除額(8)	9	
					(1)が第3号の場合 人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額	10	
事業種目	4				人件費基準額 (10) × $\frac{20}{100}$	11	
					特別控除額(第3号に係る(8)と(11)のうち少ない金額)	12	

別表十(一) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1001

12欄

沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63第1項第3号」
- ② 区分番号に、「10209」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(一)12欄の金額(円単位)を記載してください。

9欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63第1項第1号」
- ② 区分番号に、「10207」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください。

9欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63第1項第2号」
- ② 区分番号に、「10408」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください。